

**「企業」における社員の姓（氏）の取扱いに関する調査結果
および
「女性エグゼクティブ」の姓（氏）の取扱いに関する
緊急アンケート結果**

**2024年6月18日
一般社団法人 日本経済団体連合会**

I. 企業等を対象とした調査概要

【概要】

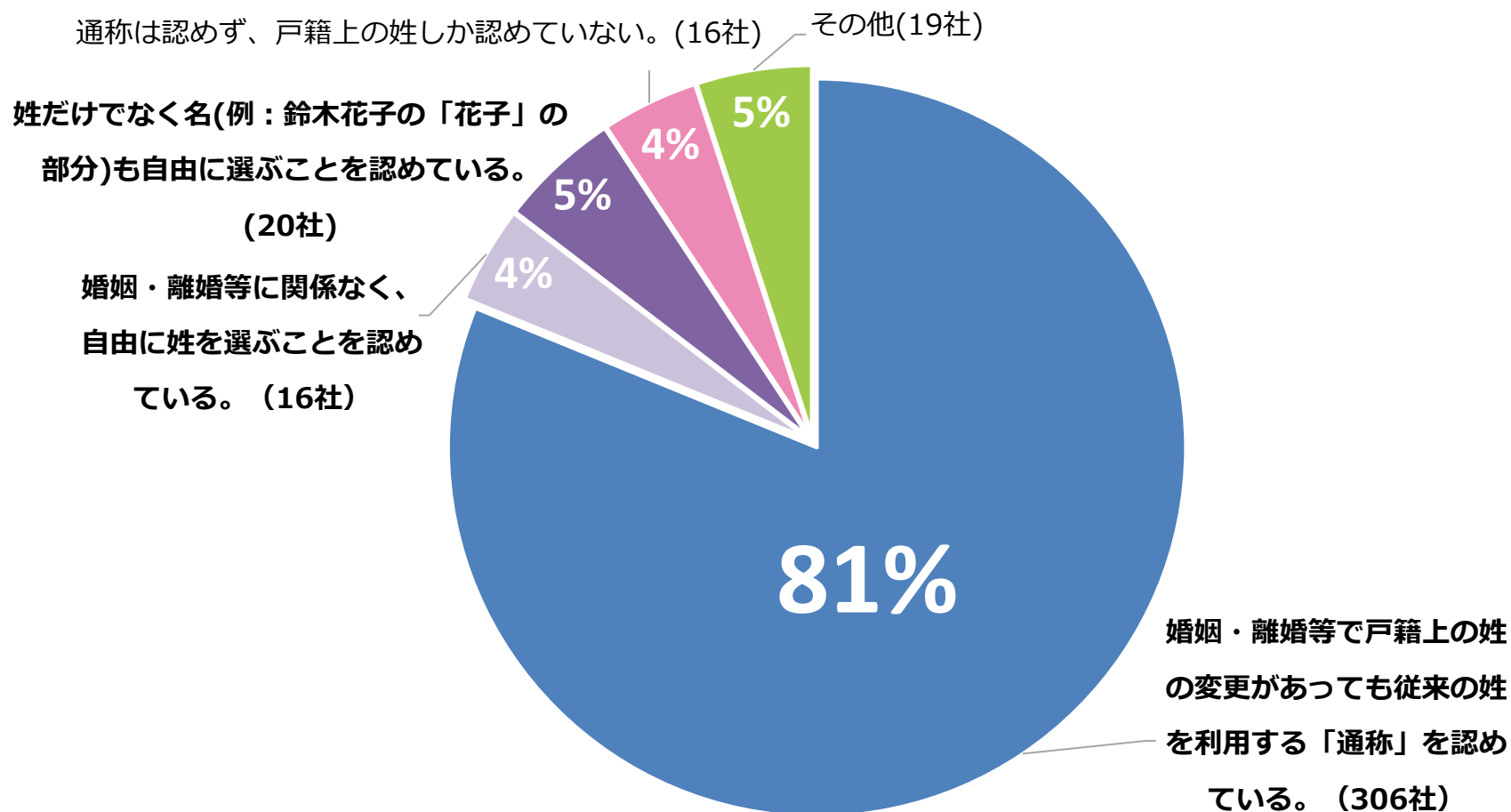
調査目的： 経団連会員における社員（役員を含む）の
「通称（ビジネスネーム）」の浸透度及び実態と課題の把握

調査期間： 2024年5月9日（木）～5月23日（木）

回答状況： 調査対象 経団連会員（1741件）（企業、団体、特別会員含む）
回答件数 377件 回答率 21.7%

1. 貴社では役職員について「通称」を認めていますか。（択一）

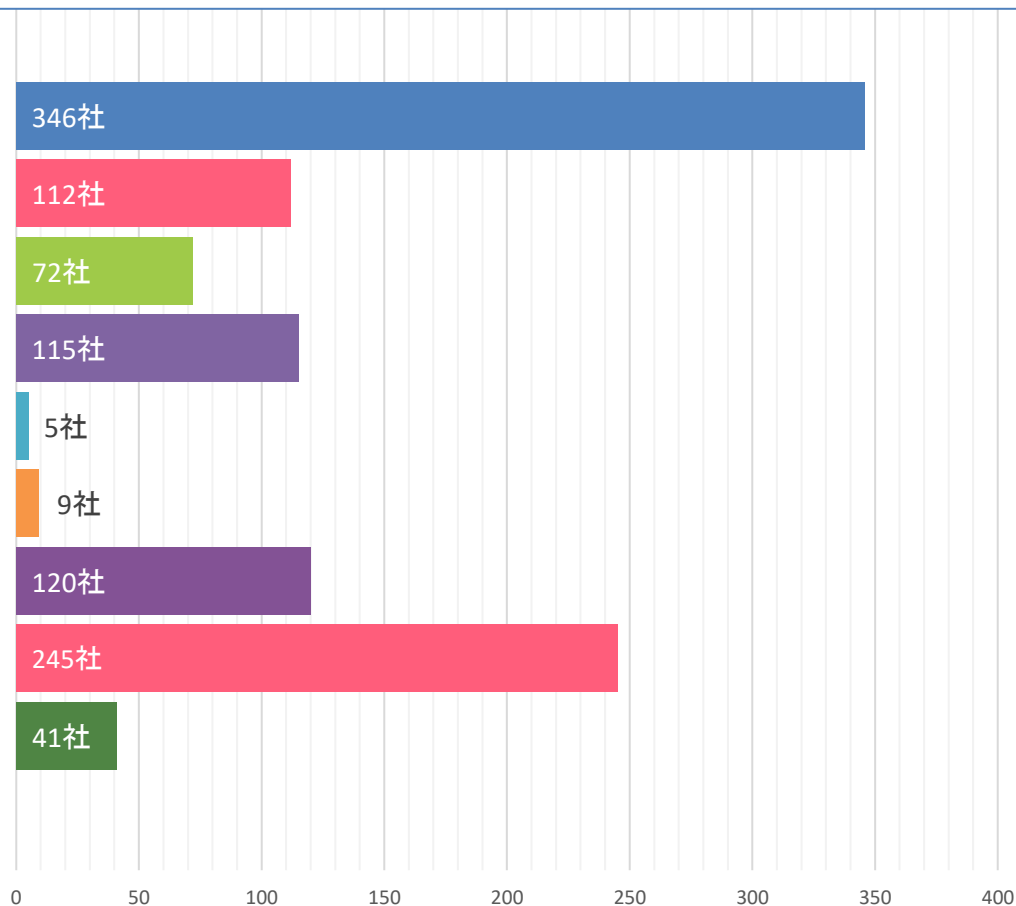
姓だけではなく、名の部分を含め、**役職員の通称使用を認めている企業が9割。**



2. (通称を認めている会社について) 「通称」を認めることができない/していないものはどれか。(複数選択可)

従業員の通称使用を認めている企業においても、税や社会保険の手続書類をはじめ、宿泊予約や出退勤簿の名簿等、**様々なシチュエーションで通称使用は認めることができない、あるいは認めていない。**

- 税や社会保険の手続き書類の姓
- 出張時の航空券や宿泊予約時の姓
- 出退勤簿の姓
- 人事部門が管理する社員名簿の姓
- 内線番号表の姓
- メールアドレスの一部に姓を入れる場合の姓
- (顧客等に対し) 資格者であることを示す標識 (宅建士等)
- 契約書や登記など公的な書類上の姓
- その他



3. (通称を認めている会社について) 企業の現場で、社員の戸籍姓を使用すること、あるいは通称を使用することにより、困っていることなどがあればお書きください。(記述式、抜粋)

照合作業の手間

- ✓ 税務や社会保険の書類作成時に、戸籍上の姓を使う必要があるため、通称との照合作業が煩雑。
- ✓ 給与振り込み、郵便物の配布、年末調整等、特定の業務で照合作業が発生し煩雑。
- ✓ 健康保険組合・市役所・税務署など公的機関から届く書類の配付時や手続きに戸籍上の姓との照合が必要となり、業務効率が低下。

社員の混乱

- ✓ 様々な書類や帳票において、通称と戸籍姓の統一が確立できておらず、混乱を招いている。
- ✓ 通称と戸籍姓が一致しているのは、人事や経理など一部の人しかいないため、通称を使用している社員に対し、戸籍上の姓宛で郵便物が届いた場合、配布担当者が配布先を特定できずに戻されることがある。
- ✓ 通称と戸籍姓のどちらで呼ぶべきか、呼称の混乱を招いている。

システム対応

- ✓ 社内システムが通称使用に対応していないため、管理が煩雑。
- ✓ 通称と戸籍上の姓のデータが統一されていないため、管理が困難。

Ⅱ．女性エグゼクティブを対象とした調査概要

【概要】

調査目的：経団連会員企業の女性役員における、戸籍上の姓とは別に、変更前の姓を名乗る「通称（ビジネスネーム）」を使用していることによる実態と課題の把握

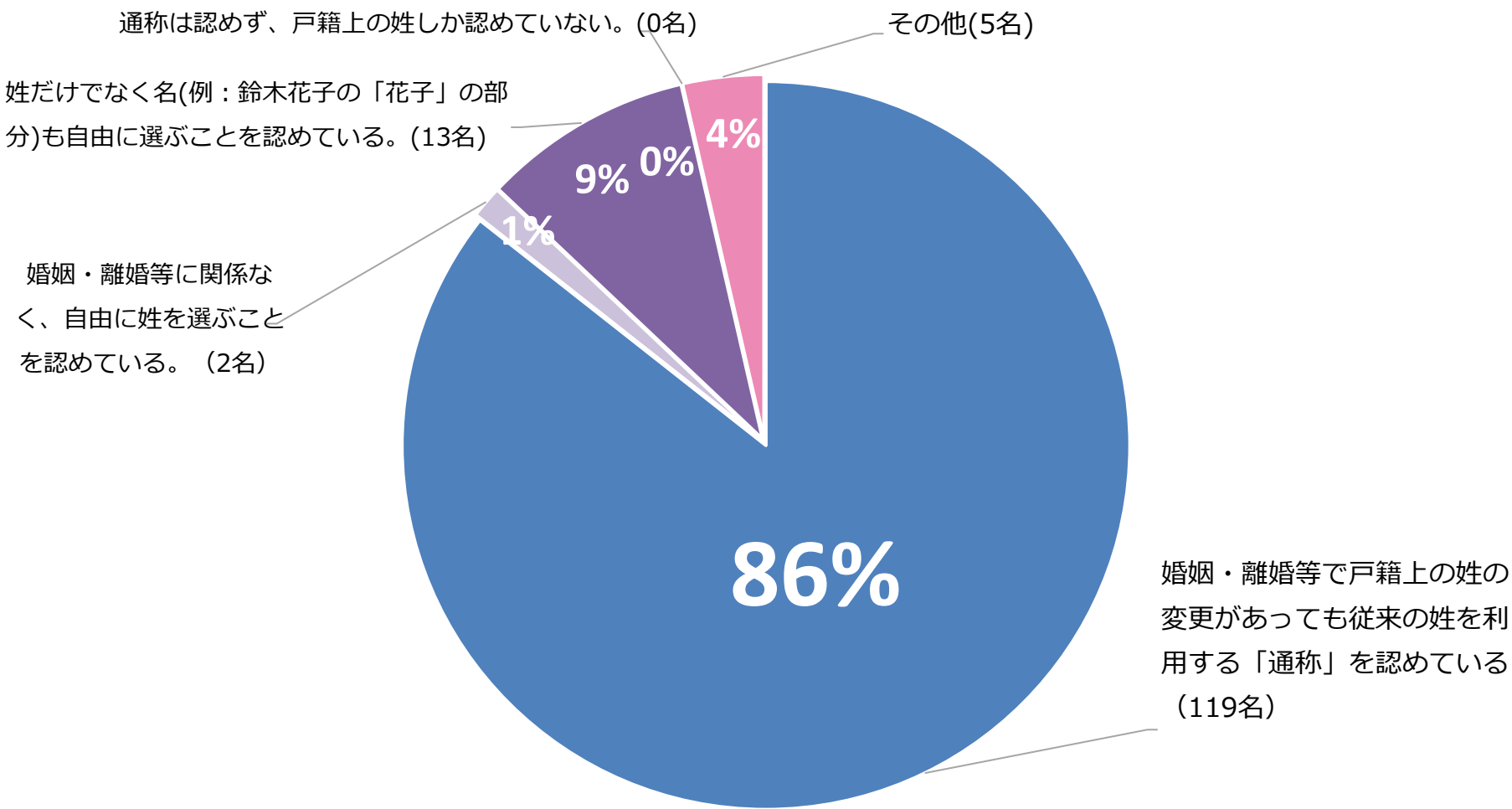
調査期間：2024年5月9日（木）～5月23日（木）

調査対象：経団連 女性エグゼクティブ・ネットワーク登録女性役員 288名

回答者数：139名 回答率48%

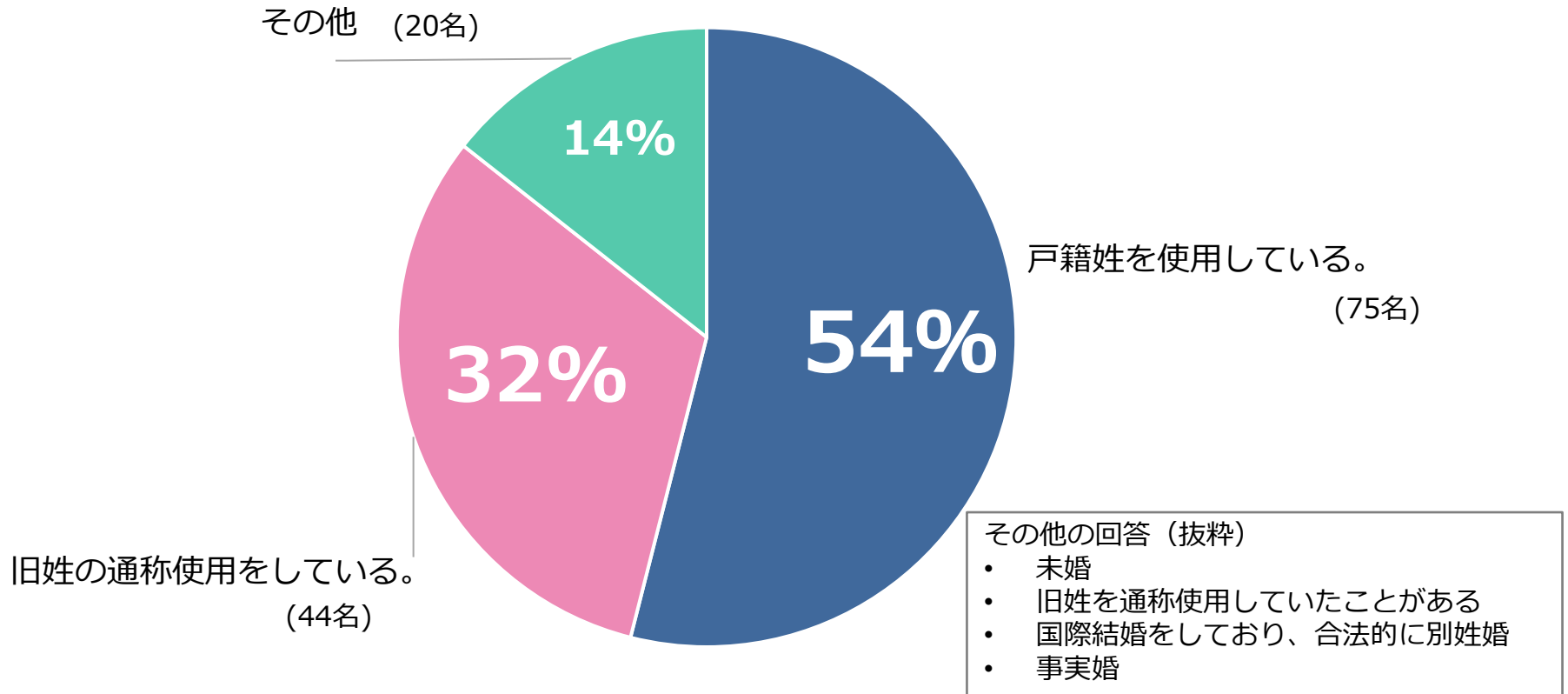
1. 貴社では役職員について「通称」を認めていますか。（択一）

役職員の通称使用を認めている企業が96%。



2. (問1で通称を認めている会社について)
ご自身は旧姓の通称使用をされていますか。(択一)

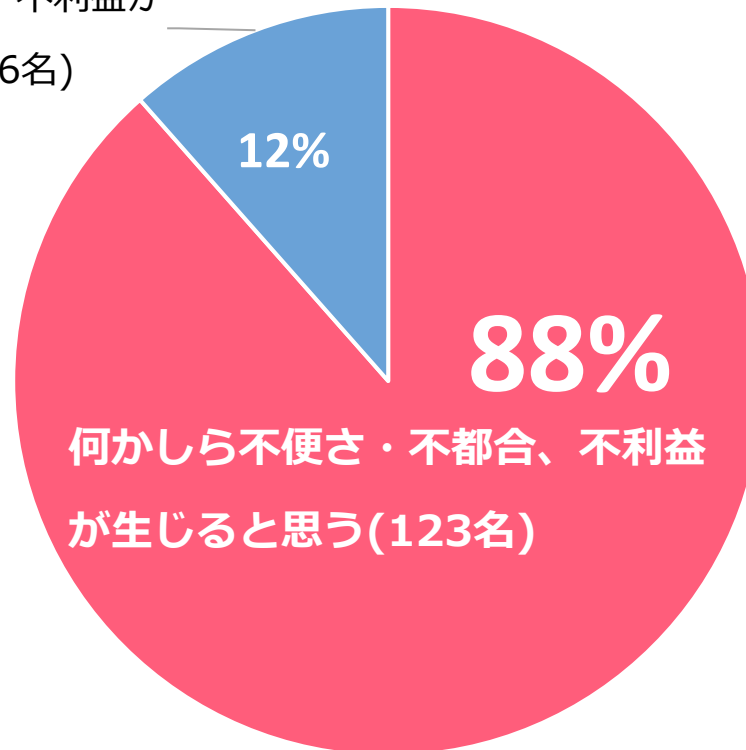
男女雇用機会均等法制定前後の世代が多い現在の女性役員層でも、**3割が旧姓を通称使用**。若い世代では旧姓の通称使用がより浸透しているものと考えられる。



3. 「旧姓の通称使用」が可能である場合でも、新姓への変更手続きをはじめ、戸籍上の姓の変更に伴い、何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思いますか。(択一)

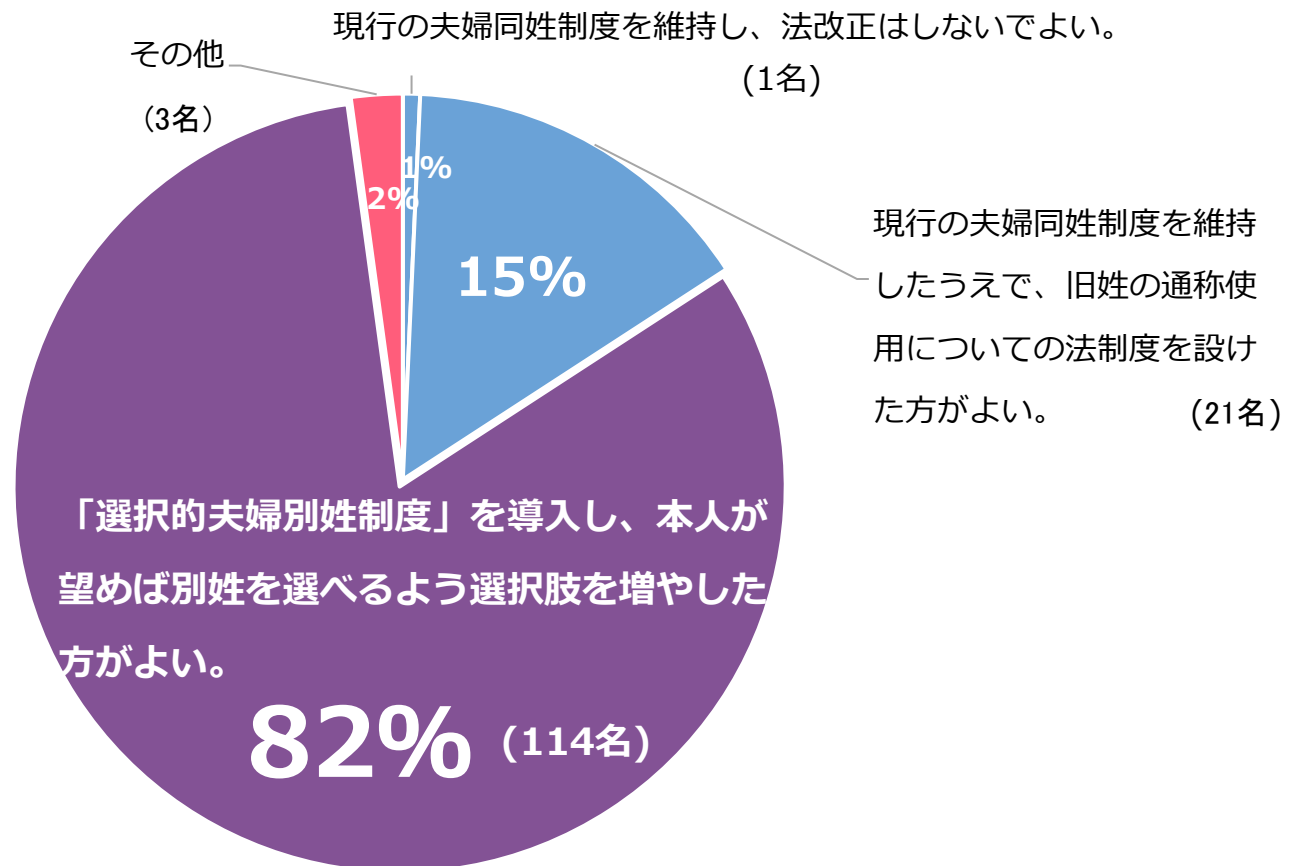
「旧姓の通称使用」が可能な場合でも、**88%が、何らかの不便さ・不都合、不利益が生じると回答。**

何かしら不便さ・不都合、不利益が
生じると思わない(16名)



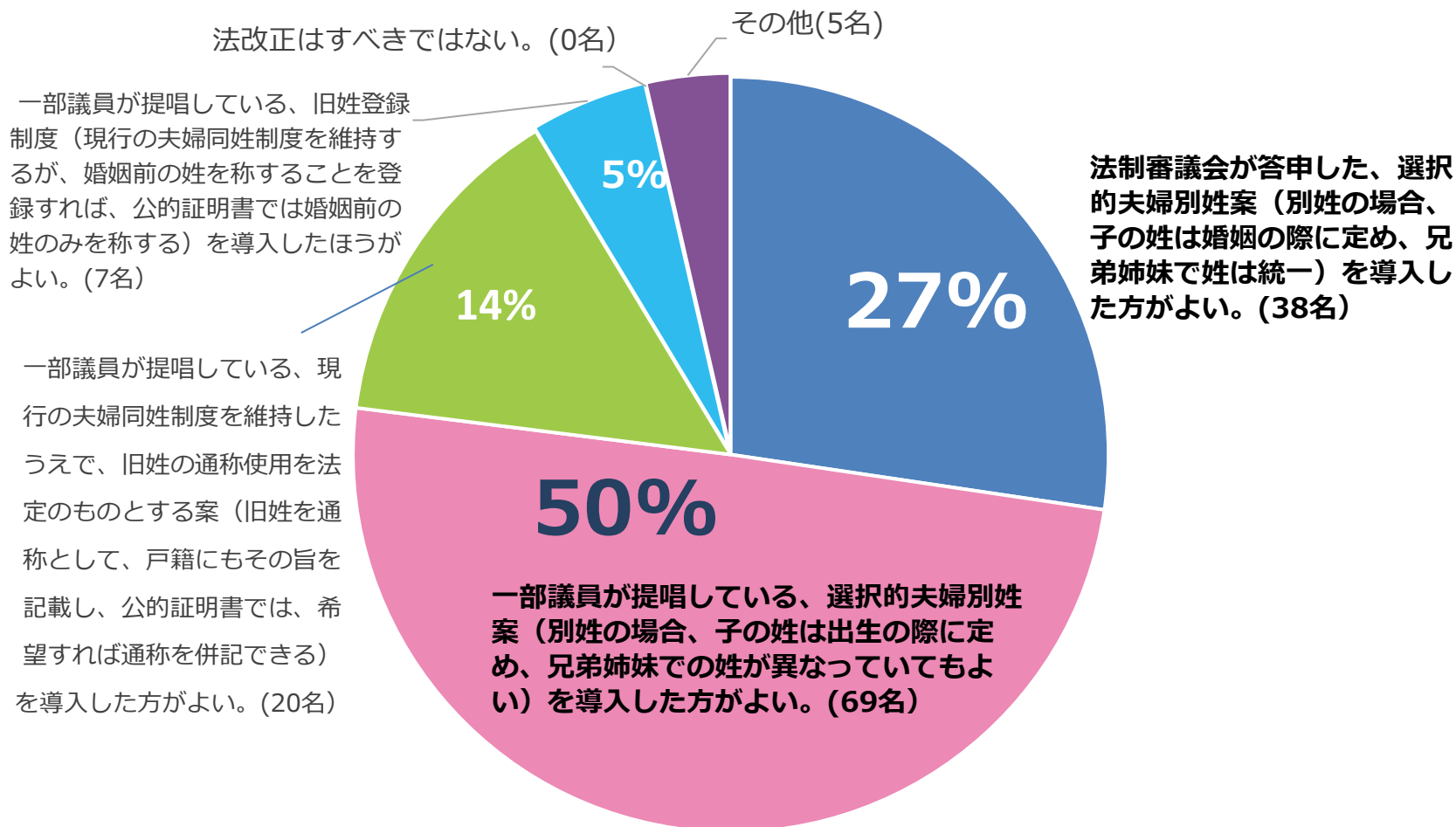
4. 夫婦の姓に関する制度について、どのようにお考えですか。（択一）

82%が、「選択的夫婦別姓制度」を導入し、本人が望めば別姓を選べるようにした方がよいと回答。



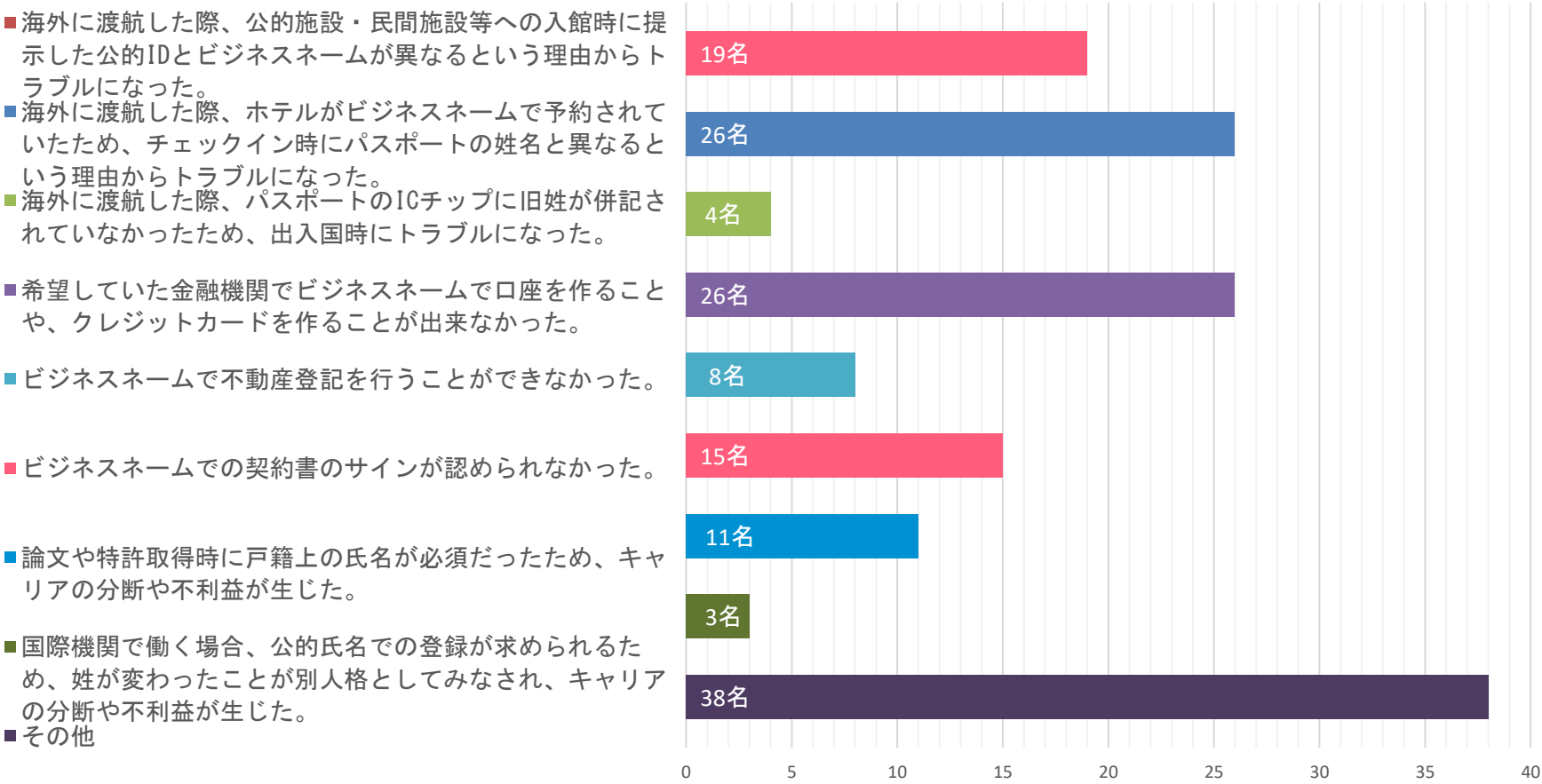
5. 夫婦の姓・子の姓をめぐり、様々な法改正案があります。 どのようにお考えですか。（択一）

法制審議会が答申した選択的夫婦別姓を導入する案を含め、**8割が「選択的夫婦別姓制度」の導入を支持**。旧姓の通称使用の法制化等の案にも一定の支持がある。



6. ご自身の経験で、通称を使用すること/使用できなかったことにより、困っていること、困った経験などがあれば、選択してください。（複数選択可）

海外渡航時や、口座開設時、契約時をはじめ、
様々な場面で**実際に困った経験を持つ女性役員が多数。**



7. その他ご自身の経験・コメント等（記述式、抜粋）

通称と戸籍姓の違いによるトラブル・弊害

- ✓ ビジネスネームではない本名を周囲が知らないため、スタッフが予約してくれた氏名とカード決済時の氏名の姓が異なり、トラブルが発生。
- ✓ 銀行口座やクレジットカードなどを戸籍上の氏名への変更時の手続きが煩雑。
- ✓ 子会社の取締役就任時、法人登記の旧姓を証明するための手続きが煩雑であったため、やむなく戸籍上の姓で登記したが、社内で旧姓と戸籍上の姓を使い分ける必要が生じた。
- ✓ 金融機関やその他の制約により、婚姻時に戸籍上選択した夫の姓に変更することを強制された。
- ✓ 海外出張時、コロナワクチン接種アプリを使用しようとしたが、旧姓使用だったため対応できなかった。
- ✓ ビジネスネームと戸籍上の氏名が異なることにより、秘書に多くの手間や迷惑をかけている。

キャリアへの影響

- ✓ 商業登記や契約書等ビジネス氏名が一致しないと、証明に手間がかかる。
- ✓ 旧姓で出したレポートなどの実績の連続性が断たれる。
- ✓ 営業職だったため、キャリアの継続性の観点から姓を変えなくてはならないことに抵抗があった。
- ✓ 転職の際に旧姓使用をやめたため、それ以前に知り合った人には私だと認識されないことがある。
- ✓ 社会的立場を形成した後に離婚したため、仕事への影響を考慮し、元夫の姓を使い続けているが、名前と自分の同一性を実感できない状態にあり、一種の基本的人権の侵害に感じる。

アイデンティティの喪失

- ✓ 旧姓は、自分自身が育った家庭を表すもので、強制的な変更でアイデンティティが著しく傷つくと感じる。
- ✓ 結婚で夫の姓に変え、英語サインも変えたため、自分のアイデンティティが変わったような気持ちになった。

7. その他ご自身の経験・コメント等（記述式、抜粋）

心理的負担

- ✓ 改姓による名義変更等様々な手続きのコストと時間がかかり、心理的負担となった。
- ✓ 女性ばかりが改姓による様々な手続きを強いられていることに不公平感を抱いた。
- ✓ 旧姓の通称使用を続けることによる「ひと手間」が積み重なり、負担となっている。
- ✓ 名刺や、株主総会招集通知等に戸籍姓が併記されることで、プライバシーが公表される気持ちになる。
- ✓ 結婚時に加えて、離婚した際にまた変更しなくてはならない。
- ✓ 夫の姓になることが嫌という訳ではなく、取引先各社への説明が負担となるため、旧姓を名乗り続けたい。

その他

- ✓ 旧姓を使用し続けるために、形式的離婚をした。
- ✓ 選択肢の全てのトラブルが起こると想定し、事実婚を選択した。
- ✓ パートナーが姓を変更することにパートナーの両親が反対し、家族的な付き合いが断絶。

法制度の改善要望

- ✓ 国際結婚等合法的に別姓婚をできる方もいるのに、日本国籍者同士の婚姻では認められないのは不合理。
- ✓ グローバル標準に沿った法制度の整備を求める。
- ✓ 夫婦同姓、別姓どちらも選択できる「選択の自由」を持てることが必要。
- ✓ 現行の法制度は古い価値観に基づいており、現代社会に合っていない。
- ✓ 現役世代のために、選択的夫婦別姓制度の導入を望む。
- ✓ 結婚しても何も変更しないで良ければ結婚に躊躇いがなくなる。
- ✓ 男性にも、改姓による不便さを体験してもらいたい。